

# 子育て世代等応援定住促進奨励金チェックリスト

## 【交付申請】

- ☐ **①奨励金認定申請書**
  - ・役場にあります。
  - ・申請書…住所、氏名の記入
  - ・別 紙…太枠内を記入。

(注意点)

  - ・家賃は、共益費、駐車場代等を含まない額となります。
  - ・契約月や退去月など、家賃が日割りになる月は対象となりません。
- ☐ **②住宅手当支給証明書**
  - ・役場にあります。会社発行のものでも可。
  - ・共働きの場合はそれぞれ必要。自営業は不要。
- ☐ **③住民票謄本の原本**
  - ・町民生活課で取得（300 円）
  - ・続柄あり、本籍地なし
  - ・アパートの住所になっていることが必要。
- ☐ **④戸籍謄本**
  - ・新婚世帯のみ必要。
  - ・本籍地が南部町の場合、町民生活課で取得（450円）
- ☐ **⑤賃貸契約書の写し**
- ☐ **⑥債権者登録申請書**
  - ・役場にあります。
  - ・未登録の方のみ。
  - ・アパートの住所になっていなければ、変更申請書。

## 【請求書】

年度内に提出してください。

年度途中で助成期間が終了したときは、ただちに提出できます。

- ☐ **①請求書**
  - ・役場にあります。
  - ・住所、氏名の記入
- ☐ **②家賃の支払いを確認できる書類**
  - ・領収書、通帳、クレジットカード明細などのコピー。

※申請内容に変更があった場合は、変更（中止）承認申請書の提出が必要です。

(お問い合わせ先)  
南部町役場企画政策課  
電話 0859-66-3113

## 子育て世代等応援定住促進奨励金制度 概要

### 事業内容

新婚や子育て世帯の町内への移住・定住を促進し地域の活性化を図るため、町内の民間賃貸住宅に移住する新婚・子育て世帯に対して家賃の一部を助成します。町内のアパート等にお住まいの方で、家賃負担額が3万円以上の方が対象となります。

### 用語の定義

#### 新婚世帯

申請日現在において、夫婦のいずれか一方が50歳以下である婚姻後5年を経過していない世帯(再婚を含む。)

#### 子育て世帯

申請日現在において、中学生以下の子どもを扶養している世帯

#### 民間賃貸住宅

建物の所有者等との間で賃貸借契約を締結して、自己の居住の用に供する住宅(公営住宅並びに公的家賃住宅、社宅、寮等の給与住宅を除く。)

#### 住宅手当

事業主が従業員に対して支給または負担する住宅に関するすべての手当の月額

### 助成対象世帯

平成27年4月1日以後に南部町の民間賃貸住宅に賃貸契約して居住し、町内に定住する意思を有する新婚世帯または子育て世帯で次のすべての要件に該当する世帯。

- ・平成27年4月1日以後に民間賃貸住宅の所有者との間で賃貸借契約を締結していること。
- ・申請日において町内の民間賃貸住宅の所在地に住民登録を行い、現に居住していること。
- ・民間賃貸住宅に6か月以上居住する予定のあること。
- ・家賃負担額(家賃から住宅手当を除いた額)が3万円を超えること。
- ・家賃の滞納がないこと。
- ・過去にこの制度に基づく助成を受けたことがないこと。

### 助成金額

#### ① 入居奨励金(初年度のみ)

家賃1ヶ月分(限度額 5万円)

#### ② 家賃奨励金

ア 家賃負担額が3万円以上4万円以下の場合

その額から3万円を差し引いた額

イ 家賃負担額が4万円を超える場合

3万円を超える部分から1万円を差し引いた後、2分の1を乗じて得た額に1万円を加算した額(1万5千円を限度とする)

※奨励金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てるものとする

### 交付期間

助成金の交付を初めて申請した月から24月間(2年間)を限度

※ただし、助成対象世帯に該当しなくなった場合は、当該事由の発生した月まで

### 交付申請

添付書類を添えて、奨励金交付申請書(様式第1号)を企画政策課(法勝寺庁舎1階)に提出してください。